介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項 〔(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
福祉用具専門相談	①勤務実態の確認が取れ	①タイムカードや IC カードなどの客観
員	なかった。	的な記録を用いて、配置がわかるように
		してください。
		なお、企業の役員等で労務上タイム力
		ード等が必要なくても、配置基準を満た
		していることがわかるよう、何らかの書
		類で勤務日・勤務時間を記録してくださ
		<i>ι</i> ۱.

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容	
運営規程	【記載すべき項目に不備・不足がある】		
	①通常の事業の実施地域	①②事業所は、事業の目的や運営の方針	
	が実態と合っていない。	等重要な事項を運営規程に規定し、それ	
	②営業日・営業時間が実	に基づき事業を実施してください。	
	態と合っていなかった。	条例で規定する運営規程項目については	
		もれなく規定してください。	
	【利用者負担額に誤りがある】		
	①利用料金が規定されて	①利用料金を運営規程に規定せず、目録	
	いなかった。	等を参照する場合には、目録等に規定さ	
		れている旨を記載してください。	
	②交通費の規定がなかっ	②通常の事業の実施地域外の利用者から	
	た。	交通費の支払いを受ける場合には、運営	
		規程にその額を規定してください。	
		金額については実費相当となるよう、具	
		体的に1km当りの単価で定めてくださ	
		U1 _o	
重要事項説明書	【重要事項説明書と実態に齟齬がある】		
	①福祉用具専門相談員の	①②重要事項説明書とは、実施事業の実	
	員数が実態と違った。	態について、利用者に説明し同意を得る	
	②利用者負担額が実態と	ために作成する書類であり、運営規程の	
	違った。	定めの範囲内で、且つ、実態を具体的に	
		記載してください。	
	【記載すべき項目に不備・不足がある】		
	①事故発生時の対応に関	①~④重要事項説明書に記載すべき項目	

	I	T
	する記載がなかった。	は自主点検表に記載しているので、漏れ
	②交通費に関する記載が	がないか確認してください。
	なかった。	
	③特別な措置が必要な場	
	合の費用を規定していな	
	かった。	
	④苦情相談窓口に通常の	
	事業の実施地域内の全て	
	 の市町村の窓口が記載さ	
	れていなかった。	
 重要事項の掲示	①掲示していなかった。	123運営規程の概要や従業者の勤務体
	②掲示する項目が不足し	制、その他の利用者のサービスの選択に
	ていた。	資すると認められる重要事項について、
	③福祉用具専門相談員の	相談室や玄関など、利用者等が見やすい
	配置数が実際と違った。	場所(高く離れたところに掲示すること
	むじ数が失踪と建りた。 ④苦情相談窓口に通常の	は不適切)に掲示してください。
	事業の実施地域内の全て	はれたのとくたさい。 なお、重要事項を記載したファイル等
	の市町村の窓口が記載さ	を介護サービスの利用申込者、利用者又
	れていなかった。	はその家族等が自由に閲覧可能な形で事
		業所内に備え付けることで掲示に代える
		ことができます。
		掲示には、苦情相談窓口も記載するこ
		とまた市区町村の苦情相談窓口は、運営
		規程で定める通常の事業の実施地域の市
		区町村(さいたま市は該当する区ごと)
		すべての介護保険担当課名・電話番号を
		記載してください。
勤務体制の確保	ハラスメント防止のた	事業者は、職場におけるハラスメント
	めの方針の明確化及び相	(セクシュアルハラスメント(上司や同
	談体制の整備等の必要な	僚に限らず、入所者(利用者)やその家
	措置を講じていなかっ	族等から受けるものも含む。)やパワー
	た。	ハラスメント)の防止のための雇用管理
		上の措置を講じてください。
		※ 介護現場では特に、利用者又はその
		家族等からのカスタマーハラスメントの
		防止が求められています。
 個別サービス計画	 ①福祉用具貸与計画又は	①②福祉用具専門相談員は、利用者の希
	特定福祉用具販売計画	望、心身の状況及びその置かれている環
	(以下、「計画」とい	境を踏まえ、福祉用具の利用目標、具体
	(以下、「同画」 CV	的な福祉用具の機種、当該機種を選定し
	JI DITHMOTICINADI	四次の間に日共り7成性、日政1成性と既任し

った。

②計画に当該機種を選定 した理由の記載がなかっ た。

③居宅サービス計画に沿 った内容であるか確認し ていなかった。

た理由等を記載した計画を作成してくだ さい。

③計画は、居宅サービス計画の内容に沿 って作成してください。

居宅サービス計画に位置付けのない福 祉用具は、介護保険制度を使った貸与又 は販売を行うことができません。新たな 福祉用具が必要と認められる場合には、 居宅介護支援専門員に相談してくださ 6

45計画は、その内容を利用者又はその 家族に説明し、同意を得たうえで交付し てください。

④福祉用具貸与計画につ いて、利用者の同意を得 ていなかった。

- ⑤利用者に交付していな かった。
- ⑥計画についての実施状 況の把握を行っていなか った。
- ⑦必要に応じて変更して いなかった。
- 8介護予防福祉用具貸与 計画について、サービス の提供を行う期間の記載 がなかった。
- ⑨計画期間が切れている にも関わらず作成してい なかった。

⑥⑦計画の実施状況を把握し、6月に1 回以上、モニタリングを実施してくださ 61°

必要に応じて、計画の見直しや新たな計 画作成等を行ってください。

⑧介護予防福祉用具貸与計画には、福祉 用具貸与計画に記載する項目に加え、

「サービスの提供を行う期間」を記載し てください。

⑨福祉用具専門相談員は、当該期間が終 了するまでに少なくとも1回はモニタリ ングを行い、必要に応じて計画の見直し や新たな計画作成等を行ってください。

衛生管理

【福祉用具の保管・消毒の業務を他の事業者に委託等しているが、そ の内容等に不適切な部分がある】

- 施状況を定期的に確認し ていなかった。
- ②契約書等により「福祉 用具貸与事業者が当該委 託等業務に関し受託者等 に対し指示を行い得る 旨」及び「当該指示を行
- ①当該保管又は消毒の実 102福祉用具貸与事業者は、回収した福 祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は 一部を他の事業者に行わせることができ ますが、その場合には、当該保管又は消 毒の業務に係る委託契約書等により
 - 1 当該委託等の範囲
 - 2 当該委託等に係る業務の実施に当たり 遵守すべき条件

	った場合において当該措	3 受託者等の従業者により当該委託等が
	置が講じられたことを事	なされた業務が福祉用具貸与の運営基
	業者が確認する旨」を取	準に従って適切に行われていることを
	り決めていなかった。	福祉用具貸与事業者が定期的に確認す
		る旨
		4 指定事業者が当該委託等業務に関し受
		託者等に対し指示を行い得る旨
		5 指定事業者が当該委託等業務に関し改
		善の必要を認め、所要の措置を講じる
		よう4の指示を行った場合において当
		該措置が講じられたことを指定事業者
		が確認する旨
		6 受託者等が実施した当該委託等業務に
		より利用者に賠償すべき事故が発生し
		た場合における責任の所在
		7 その他当該委託等の適切な実施を確保
		するために必要な事項を取り決めなけ
		ればなりません。
		指定事業者は、当該取り決めに従い、
		当該保管又は消毒の業務が適切に実施さ
		れているか確認してください。
秘密保持	①秘密保持誓約書が確認	①事業者は、従業者又は従業者であった
	できない従業者がいた。	者が、正当な理由なくその業務上知り得
		た利用者等の秘密を漏らすことがないよ
		う雇用時等に誓約書を聴取する等措置を
		講じてください。
	②利用者及びその家族か	②事業者は、サービス担当者会議等にお
	ら個人情報の使用に関す	いて、利用者の個人情報を介護支援専門
	る同意を得ていなかっ	員や他のサービスの担当者と共有するた
	た。	め、個人情報の使用についてあらかじめ
		文書により利用者及びその家族から同意
		を得てください。